

2021年3月11日

お客様各位

新型コロナウイルスの影響にともなう電気料金支払い猶予等の 特別措置に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より「ワタミのでんき」を御利用いただき誠にありがとうございます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、一時的に公共料金の支払いが困難になるお客さまに対し、昨年引き続き、電気料金の支払い猶予等の特別措置を設けることといたしましたので下記の通りお知らせ致します。ご確認のほど何卒宜しくお願い致します。

敬具

記

■電気料金の支払い猶予

①特別措置の対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および、失業等で、都道府県社会福祉協議会より緊急貸付（※1）を受けているお客さまで、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用のお申し出をいただき、当社の基準に合致したお客さまが対象です。

※1：各都道府県社会福祉協議会が行う緊急小口資金または総合支援資金の貸付

②特別措置の内容

2021年3月分～12月分までの各月の電気料金の支払期日（※2）を原則として最大3ヵ月間延長させていただきます。

※2：支払義務発生日（検針日）から31日目の日

③特別措置のお申し込み受付日

2021年3月1日～12月31日

以上

電気に関するお問い合わせ先 ワタミエナジー株式会社

TEL：03-5737-7104 / E-mail：info-pps@watami.net（受付時間 平日9時～18時）